相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区十日市町二丁目八八番地、最後の住所広島市中区基町二〇番一―六五八号
被相続人　亡　藤田　　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日
事務所広島市中区上幟町三番二五号レオビル六階
相続財産管理人　弁護士　長谷川栄治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡板野町大寺字王子一五一番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　水口　　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日
徳島県板野郡北島町高房字八丁野東三六番地二
相続財産管理人　冨士　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県海部郡美波町日和佐浦二六〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　日下　信明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日
徳島県阿南市富岡町玉塚二一　里美ビル二階
相続財産管理人　弁護士　住吉　昭二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町大字脇町一〇三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　倉橋　直記

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日
徳島県美馬市脇町大字脇町三三七番地八
田辺ビル二階
相続財産管理人　弁護士　梶野　正寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女郡立花町大字谷川二一八番地、最後の住所福岡県八女郡立花町大字谷川二一八番地二
被相続人　亡　谷川要之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日
福岡市中央区御所ヶ谷五―五―一〇一
相続財産管理人　大石　昌彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市伏野一一一四番地、最後の住所長崎県佐世保市石坂町一八〇番地二七アーバン石坂二〇三号
被相続人　亡　竹本　晃明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日
長崎県佐世保市祇園町一二番三号
相続財産管理人　松尾　茂利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市京町二丁目九八番地、最後の住所熊本市山ノ神一丁目一〇番四三号
被相続人　亡　吉永　愼悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日
事務所熊本市保田窪二丁目一一番三号
相続財産管理人　司法書士　井上　広子

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年九月十七日

一、墳墓等所在地　富山市弥生町二―五―一九
一、墳墓等の名称　明栄寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名
一、不詳　二、不詳　三、不詳　四、不詳
五、不詳　六、不詳　七、不詳　八、不詳
九、不詳　十、不詳　十一、不詳
十二、不詳　十三、不詳　十四、不詳
十五、不詳
一、改葬を行おうとする者　富山市弥生町二―五―一九　宗教法人明栄寺　住職　柳橋　弘

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条第二項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者
(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業
(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第五九〇三号
(三)　商号　株式会社サクシーオ
(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社サクシーオ　東京都港区新橋一丁目一五番五号　代表取締役　山本　栄弘
(五)　主たる営業所の所在地　東京都港区新橋一丁目一五番五号第一和光ビル六階
(六)　旅行業の登録年月日　平成十八年六月二十二日

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年９月17日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①野村不動産株式会社　②国土交通大臣(1)1370　③代表取締役　鈴木弘久　④東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　廃止したる従たる事務所　大阪府豊中市中桜塚４丁目７番16　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　野村不動産株式会社　代表取締役　鈴木弘久

①有限会社アートハウス　②兵庫県知事(3)10546　③取締役　河村和樹　④兵庫県神戸市兵庫区福原町１番３号102号室　廃止した従たる事務所　兵庫県神戸市中央区北長狭通１丁目２番６号百蘭ビル３階　⑤500万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県神戸市兵庫区福原町１番３号102号室　有限会社アートハウス　取締役　河村和樹

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年九月一日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は四百五十万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初に認証の申出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十二年九月十七日
東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿